

(平成22年3月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

福島国民年金 事案 601

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から3年3月まで

申立期間における私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、私の母が行っていた。

申立期間は公的年金に未加入の期間とされ、申立期間の国民年金保険料を還付された記録になっているが、母も私も還付を受けた記憶は無く、申立期間において、国民年金被保険者資格を喪失する理由も無いので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録によれば、誤適用であることを理由に、平成4年10月5日付けで国民年金被保険者資格取得日が満20歳の元年*月*日から3年4月1日に訂正され、また、5年4月12日付けで申立期間の国民年金保険料(20万9,770円)が還付処理されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間において、申立人がほかの被用者年金制度に加入していたことをうかがわせる記録は無く、申立人が国民年金被保険者資格を喪失する理由も見当たらないことから、申立期間について国民年金の被保険者資格取得日の訂正及び国民年金保険料の還付を行う理由は無く、当該事務処理について誤りがあったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島国民年金 事案 602

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月及び同年3月

申立期間の国民年金保険料については、集落のA納税組合を通じ、夫の分と共に納付していたはずなので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、納税組合を通じて夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと述べているところ、申立人の夫は、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、B町が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、納税組合名が記載されていることが確認でき、申立内容と符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島国民年金 事案 603

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から44年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、亡くなった私の父が母の分と一緒に納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、納付していたとする申立人の父は既に死亡していることから、これらの事実については確認できず、不明である。

また、申立人の母は、昭和43年9月に国民年金に任意加入しているところ、申立人については、申立人が申立期間当時、居住していたA市に国民年金の加入記録は無く、ほかに申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 8 月 1 日から 14 年 11 月 1 日まで

私がA社（現在は、B社C支社）に勤務していた申立期間には、月額 30～35 万円の給与を受け取っていたにもかかわらず、オンライン記録上の標準報酬月額は 19～20 万円に引き下げられているので、実際の給与総支給額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C支社から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の写しによれば、申立期間の標準報酬月額として届けられた額は、オンライン記録と一致しており、同社C支社が加入しているD企業年金基金及びE健康保険組合から提出された記録とも一致していることが確認できる。

また、B社C支社から提出された申立人に係る賃金台帳によれば、申立期間の厚生年金保険料については、オンライン記録上の標準報酬月額に基づいた保険料額が控除されていることが確認できる。

さらに、B社C支社では、標準報酬月額の引き下げについて、手当等を報酬月額から除くとする給与規定の変更に伴うものであり、申立期間当時、従業員に対してその説明を行ったとしている上、複数の同僚も、「会社から標準報酬月額の引き下げについての説明があった。」と述べている。

加えて、オンライン記録によれば、平成 9 年 8 月 1 日付けで、申立人を含む複数の従業員の標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。